

各 位

泉佐野市
泉佐野商工会議所
株式会社池田泉州銀行

泉佐野市、泉佐野商工会議所及び池田泉州銀行との 産業振興連携協力に関する協定締結について

本日、泉佐野市(市長 千代松 大耕)、泉佐野商工会議所(会頭 濱崎 忠親)及び株式会社池田泉州銀行(頭取 藤田 博久)は、泉佐野市の地域経済の持続的発展に向けて、中小企業振興を核とした「産業振興連携協力に関する協定」を締結しました。

泉佐野市や泉佐野商工会議所では、このような金融機関と産業振興連携協定を締結することは初めてとなります。

池田泉州銀行の持つ広域なネットワークやノウハウを生かし、泉佐野市および泉佐野商工会議所による産業振興施策を連携して推進するため、下記の取組みを行ってまいります。

記

1. 協定締結の目的

泉佐野市、泉佐野商工会議所及び池田泉州銀行は、産業振興の分野において、相互の人的・知的資源を効果的に活用し、有意義と認められる諸事業を行うことにより、地域経済の発展に繋げることを目的とします。

2. 泉佐野市、泉佐野商工会議所及び池田泉州銀行との連携協定

(「添付資料1」をご覧ください)

- (1) がんばる企業の経営基盤強化・地力アップの支援に関する事項
- (2) 新産業創出に関する事項
- (3) 企業誘致に関する事項
- (4) 地場特産品を核とした地域ブランド開発に関する事項
- (5) 農業・漁業・林業・観光業等地域資源の活性化に関する事項
- (6) 中心市街地の活性化並びに地元商業の振興に関する事項
- (7) 泉佐野市が実施する産業施策のPR・広報に関する事項
- (8) その他三者が必要と認める産業振興に関する事項

以上の具体的な施策として、泉佐野市と泉佐野商工会議所、池田泉州銀行は相互の連携により、企業誘致の情報交換等に取り組んでまいります。

3. 池田泉州銀行「泉佐野市産業振興融資ファンド」の創設

(「添付資料2」をご覧ください)

池田泉州銀行は本協定締結を機に、泉佐野市内の事業者様向けのご融資「泉佐野市産業振興融資ファンド」を創設し、これまで以上に事業者様のニーズにお応えできるよう、融資に積極的に取り組んでまいります。

以 上

泉佐野市と泉佐野商工会議所と池田泉州銀行による産業振興連携協定内容

1. がんばる企業の経営基盤強化・地力アップの支援に関する事項

- ・ 自社の経営基盤強化や地力アップに取り組む企業に対し、池田泉州銀行が有するネットワークを生かし、大学や研究機関との連携を促進し、地域の特性を生かした「産地力」をつけるとともに、市場ニーズの取り込み、販路開拓等の支援を行う。

2. 新産業創出に関する事項

- ・ 自社の経営資源を十分に活用する取り組みからスタートし、新規事業を目指す意欲ある企業や事業者に対し積極的に支援を行う。

3. 企業誘致に関する事項

①りんくう地区

- ・ りんくう地区への事業者立地情報や用地情報に関して、池田泉州銀行の取引先ネットワークを活用した顧客情報などを共有するための意見交換会を定期的に行い、協働して企業が立地・活動しやすい環境や仕組みの整備に連携して取り組む。

②ものづくり企業

- ・ 雇用の促進が期待される「ものづくり企業」の誘致に向け、企業用地の候補地の選定、諸規制の緩和など、企業立地促進に向けた環境づくりや仕組みの整備を連携して取り組む。又、市内企業の市外流出を防止するため諸施策を検討する。

4. 地場特産品を核とした地域ブランドの開発に関する事項

- ・ 地場特産品である「タオル」と地域産業の核となる農・工・商が連携した地域ブランドの開発に関し、連携して取り組む。

5. 農業・漁業・林業・観光業等地域資源の活性化に関する事項

- ・ 市内の農業・漁業・林業・観光業などの地域資源と、池田泉州銀行が有するネットワークやノウハウを有効活用し、地域の賑わいづくりの推進に連携して取り組むとともに、未利用の地域資源についても、連携・協働により、新たな地域産業の形成を目指す。

6. 中心市街地の活性化並びに地元商業の振興に関する事項

- ・ 中心市街地の活性化にむけ、地域に存在する観光資源を活用し、集客向上を図り、回遊性を高めるための賑わい創出事業を推進する。

7. 泉佐野市が実施する産業施策のPR・広報に関する事項

- ・ 泉佐野市の産業振興施策、産業情報等について、連携して積極的に情報発信を行う。

8. その他産業振興に関する事項

- ・ 上記連携項目に関わらず、本協定の趣旨に鑑み、泉佐野市の産業振興分野において、それぞれが連携・協定することで意義があると考えられる事項について幅広く協力していく。

『泉佐野市産業振興 融資ファンド』概要

名 称	泉佐野市産業振興 融資ファンド
融 資 対 象	泉佐野市内に本社または事業所のある事業者
資 金 使 途	運転資金、設備資金等事業資金全般
融 資 金 額	原則として1社につき1億円以内
融 資 期 間	最長5年
融 資 形 態	証書貸付(分割返済)
適 用 金 利	個別に決定させていただきます * <u>泉佐野市企業誘致条例の適用を受けた事業者に対しては、別途金利優遇制度があります(下記参照)</u>
担 保 ・ 保 証 人	個別に決定させていただきます
総 枠	20億円
注 意 点	池田泉州銀行の審査がございますので、結果によってはご希望に添えない場合があります。
申込・お問い合わせ先	池田泉州銀行の各店舗

- * 協定締結日以降、泉佐野市が制定する「泉佐野市企業誘致条例」の適用を受け、市内へ進出する企業や新たな投資を行う企業には、「泉佐野市産業振興 融資ファンド」の融資金利を、さらに年0.1%を優遇いたします。
- * 詳細については、池田泉州銀行の窓口までお問い合わせください。

以 上